

## 第 146 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課管理係

- 1 日 時 平成 28 年 1 月 22 日 (金) 午後 6 時～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
- 3 出 席 者 会 長：堀江典子  
委 員：藤崎健一郎、西貝孝之、高松さとし、吉田ゆりこ、  
とや英津子、浅沼敏幸、やない克子、植松正一、  
西貝嘉隆、鈴木正一、須永文子、三浦雄二、和崎禎介、  
内堀比佐雄、加藤政春、中村壽宏、篠田英徳  
理事者：都市農業課長（産業経済部参事事務取扱）、  
環境部長、環境課長、みどり推進課長、  
都市計画課長（都市整備部参事事務取扱）  
開発調整課長、道路公園課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 1 名（傍聴人定員 10 名）
- 6 次 第
  - 1 開会
  - 2 審議  
ねりまの名木の解除について（諮問第 188 号）
  - 3 報告
    - (1) 保護樹木の新規指定について
    - (2) 保護樹木の指定解除について
    - (3) みどりの豊かさを評価するための新たな手法の検討状況について
    - (4) 「練馬区の『これから』を考える～区政の改革に向けた資料」について
    - (5) みどり施策推進のための外郭団体活用の見直しについて
  - 4 その他
  - 5 閉会
- 7 会議内容

みどり推進課長 本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。  
事務局を担当する、みどり推進課長の塩沢と申します。よろしく  
お願いします。

今回も日程の都合により午後 6 時からの開催としました。  
夜間の開催ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たり、事務局から出席委員数を報告します。ただいま  
の出席委員数は 18 名です。当委員会の定数は 21 名です。

過半数の出席がありますので、本日の委員会は成立しています。

なお、金子副会長、大槻委員から欠席とのご連絡をいただいております。

私からは以上です。会長、よろしくお願いします。

会 長

皆さん、こんばんは。前回に引き続き夜間の開催で、ご面倒をおかけしているかと思いますが、よろしくお願いします。

本日は審議案件が1件と報告案件が5件で、盛沢山な内容になっています。有意義な時間が持てればと思っております。

早速ですが始めたいと思います。事務局から資料の確認をお願いします。

みどり推進課長 資料の確認をします。

まずは本日の次第、第146回練馬区緑化委員会次第と書かれたもの。修正がありましたので机上に差し替えの次第を置いております。

続いて資料1「諮問第188号 ねりまの名木の解除」が2枚。

次に資料2「保護樹木の新規指定について」が8枚。

次に資料3「保護樹木の指定解除について」が1枚。

次に資料4「みどりの豊かさを評価するための新たな手法の検討状況について」とその別表は本日机上に置いております。

次に資料5-1「ねりま区報 区政の改革に向けた特集号」です。

次に資料5-2「練馬区の『これから』を考える区政の改革に向けた資料」です。

最後に資料6「みどり施策推進のための外郭団体活用の見直しについて」が1枚です。

資料は以上です。過不足等ありましたらお知らせいただければと存じます。よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。

資料のほう、よろしいですか。

では、次第に沿って進めます。次第の2番、諮問案件の審議に入ります。

今回はねりまの名木の指定解除について、事務局から説明を行った上で皆様のご意見を頂戴したいと思います。

事務局、お願いします。

みどり推進課長 資料1をお願いします。「諮問第188号 ねりまの名木の解除について」です。本件は前回の当委員会にて口頭で報告したのですが、本日改めて諮ります。

所在地は練馬四丁目2番先、白山神社のケヤキで、昨年10月24日夜半の強風により、残る最後の枝が折れたものです。

状況写真をごらんください。ケヤキ本体は、写真にあるように既に枯死が進んでおり、上の写真の赤い囲いの個所から折れ、落下したものが写真下の枝です。

この木は区の名木・保護樹木に指定されているとともに、国の天然記念物にも指定されております。樹齢900年近いと言われるケヤキです。白山神社には、境内の階段の上下に1本ずつケヤキがあり、今回は上のケヤキが折れました。

ケヤキ本体は腐朽がこれまでも著しく、区もこれまで樹木医による処方や補強処置を施してきたところですが、本体は既に仮死状態であり、唯一残っていた枝が折れたものです。

写真からもおわかりのように、名木としての樹勢が残っておらず、また所有者である白山神社および総代会から解除の申し出がありました。また国の文化庁からも指定解除の許可がおりたところで、年度内に撤去工事を完成する予定です。

ご説明は以上です。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。

ご意見またはご質問等がありましたらお願いします。

夜間の倒木ですが、特に人的被害や物的損傷などはなかったのですか。

みどり推進課長 夜間は木枯らし1号という風が吹き荒れていました。人はおらず、その周りの器物も全く破損がなく、何も被害はありませんでした。

会 長

それは何よりです。かなり気象の激化が進んでいるように思います。危険がないよう、日ごろから気をつけねばならないと思います。

何かご質問、ご意見等がありますか。

A委員

この撤去は根こそぎになりますか。

みどり推進課長 写真にあるように、残りはずかです。それでも非常に大木で、上の写真の丸い囲みの下に、箸のように斜めに2本写っているものがありますが、これが補強した鉄骨の跡です。何とか立っている状況で、このまま置いても危険なので、根こそぎ下から全部撤去するため、段取りを進めております。

会 長 　　いずれにしても名木の指定解除はやむなしと思いますが、それでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 　　ありがとうございます。  
それでは次第の3番、報告案件に入ります。  
まず保護樹木に関連する報告の1番と2番をまとめて事務局から説明をお願いします。

みどり推進課長　それでは報告事項の(1)と(2)です。保護樹木の新規指定4件、並びに指定解除2件につきまして、資料2と3を用いまして一括で説明します。

まず資料2、保護樹木の新規指定（その1）です。

所在地は桜台六丁目、廣徳寺の敷地内にあるスタジイやケヤキなど、合わせて28本です。幹回りおよび指定年月日は記載のとおりです。

1枚めくると案内図があり、そこから4枚にわたり、28本それぞれの樹木の写真をつけてあります。写真が小さくて恐縮ですが、それぞれお目通しください。

次が、2件目の新規指定（その2）です。

所在地は春日町三丁目。こちらは寿福寺の敷地にあるシラカシとムクの2本です。幹回りおよび指定年月日は記載のとおりです。

新規指定（その3）です。

所在地は富士見台二丁目、所有者の敷地内にあるイチョウ1本です。幹回りおよび指定年月日は記載のとおりです。

4件目の新規指定（その4）です。

所在地は練馬四丁目。こちらは先ほどの白山神社の敷地内にあるイチョウ1本です。幹回りおよび指定年月日は記載のとおりです。

以上4件の新規指定は、いずれも樹形・樹勢等、確認いたしまして、保護樹木としてふさわしいものであると判断したものです。

続きまして、資料3の保護樹木の指定解除です。

上の段のケヤキと下の段のイチョウの2件です。これは同じ所有者の敷地内にある樹木で、所在地は西大泉四丁目です。

解除の経緯は、木が傾き始め倒木のおそれがあるため所有者から解除の申し出を受けたものです。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

会 長

ありがとうございました。

この件につきまして、ご意見またはご質問がありましたらお願いします。

B 委員

この保護樹木の新規指定の経過についてです。例えば廣徳寺は歴史のあるお寺で、以前から立派な木が何本もあったと思います。今回、昨年 11 月 4 日に初めて新規指定になったのは、申し出による新規指定なのか、それとも今まで経過を観察しながら指定できるのを待っていたのか、その様な経過について教えてください。

みどり推進課長

基本的には所有者の方からの申し出が基本です。

廣徳寺は、今お話があったように多くの木が境内にあります。今回の新規指定は 28 本ですが、昭和 58 年当時に既に 50 本近く指定をしています。

その後 30 年たって、他の木も大きくなり、今回の申し出となりました。

B 委員

保護樹木の本数が増えることで練馬区の守る姿勢が前進することは、よいと思いますが、区は、保護樹木になる可能性のある樹木の所有者の方に指定を促すことはされてきたのか、今後どうしていくのか教えてください。

みどり推進課長

この保護樹木制度のお知らせにつきましては、ホームページ等で皆さんに周知しています。

一方で、現場を歩いている中で、貴重な樹木があれば、直接所有者の方とお話をして、制度の紹介をすることもあります。

B 委員

ホームページに掲載されていても、私の知る範囲では知らない方も結構おられます。現場の方はよく地域を歩いていると思いますので、ご案内も含めて、保護樹木を増やす努力をしてほしいと要望します。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

委員の方々も、ご近所で目ぼしいものがあればぜひ、一声かけていただくと、広がっていくのかと思います。

私から 1 件質問しますが、写真で見るとブロック塀の近くに植えられているように見える木がありますが、隣地等との問題は、指定の段階では無いと理解していいですか。

みどり推進課長 新規指定（その4）のイチョウは、白山神社の境内で、近くに塀はありますが、塀や、根の張り出しによる隣地への影響はないという確認をしました。

樹木の指定の申し出に対しては、全て指定をするのではなく、周囲の健全性も含めて確認をしています。

会 長 ありがとうございます。助成をして適切に管理することで未然にトラブル等も防げるようになってほしいと思います。

みどり推進課長 補足いたします。これだけ大きなイチョウですので、当然、何らかの影響も出ることがあり、ここも含め、隣地の方の了解もいただき、所有者と隣地の方とでお話をさせていただいた上で、指定しております。

会 長 わかりました。  
他にご意見、ご質問等はよろしいですか。

A委員 解除の2件ですが、これは倒木のおそれがあるので、この後、どのように所有者の方が判断するのか、もしわかっていれば伺いたいのですが。

みどり推進課長 解除の後、撤去する場合は所有者の方が個人で造園会社に依頼しますので、区は関与しません。

A委員 それはわかりました。所有者の方が撤去するかどうかは、確認していないのですか。

みどり推進課長 まだ木は残っていますが、所有者の方が切る方向で業者と段取りを進めていると聞いています。

開発調整課長 開発調整課長です。この規模ですと、伐採届が出ますので、今のところ、この2本に関しては伐採届はたしか出ていないと思います。以上です。

会 長 他には何か、ご意見、ご質問等はありませんか。  
では、次に報告の3番について説明をお願いします。

みどり推進課長 報告事項の(3)、資料4です。みどりの豊かさを評価するための新たな手法の検討状況についてですが、説明の前に、本件の審議の継続について申し上げます。

この新たな評価手法は、昨年3月に当委員会に諮問いたしまして、本年度中の答申を予定していました。しかし、次回第147回緑化委員会は、正副会長との日程を調整した結果、4月以降でなければ開催できない見込みとなっています。

皆様の第18期委員としての任期は、平成28年3月25日となっており、次回の第147回委員会での答申につきましては、第19期の委員からいただくこととなります。

そのため、本件を期を跨いでの審議とさせていただきたく、お願いするものです。

会 長 継続審議に異議のある方、またはご質問などありますですか。

(異議等なし)

会 長 よろしいですか。では、本件については第19期の練馬区緑化委員会への継続審議とします。

では報告の3番、ご説明をお願いします。

みどり推進課長 ありがとうございます。

報告事項(3)、本日資料4として机上配付したものです。

みどりの豊かさを評価するための新たな手法につきましては、前回の当委員会で評価手法の主な検討内容や具体的な評価項目をお示ししました。検討委員会で意見を伺いながら現在も作業に取り組んでいます。前回の意見を踏まえ、概要としてまとめましたのでご説明します。

1のこれまでの経緯は記載のとおり、2の検討の流れも前回お示しした図と同じです。

裏面をお願いします。3の評価項目で、量の評価と質の評価を記載しています。

別表の上段が量の評価体系案です。従来の調査項目と同様に、緑被地、樹木地および生け垣などの面積や箇所数などを調査し、検証を行います。

その下が質の評価体系案です。これは前回もお示しましたが、一部修正を加えています。

左の列に6つの大区分があり、みどりの機能ごとに項目を設定しています。また表の真ん中右寄りに「対象」という欄があり、区全体を捉える評価項目と、地域ごとの特徴を捉える項目を設定しました。

右端に主な評価項目を挙げております。区民の実感を踏まえわかりやすい項目としました。例えば、Iのみどりの骨格形成

の評価項目では、前回は都市計画道路や河川の整備および緑化状況としてありましたが、ここでは現状での道路や河川の緑化状況、また道路や河川に隣接する緑地や農地の分布状況と修正しました。

その下の、Vの練馬らしい景観形成機能の評価項目は、屋敷林や雑木林の数、みどりと関連する史跡・名勝の数。さらに今回新たに調査しデータを集める、道路から見た立面的なみどりの量および緑視率を挙げています。

これは評価検討案の概要で、本来はこの中に小区分や細かな視点が盛り込まれます。

資料4にお戻りください。裏面の4番です。プレ評価として、区内の2地区で、先ほどの評価項目と昨年8月の区民意識意向調査の結果をもとに、地区の特徴と区民意識との相関を分析しているところです。

最後に、今後の予定ですが、2月29日に第6回の検討委員会を開催し、検討内容に意見をいただき、作業をまとめます。そして、4月に予定している当委員会で答申をいただきたいと考えています。

練馬のみどりを質の観点から立体的に、また客観的に、あらゆる角度で踏み込んで、みどりの豊かさを評価するための新たな手法をまとめたいと考えています。

長くなりましたが報告は以上です。よろしくお願いいたします。

会 長                    ありがとうございました。  
                              ご意見またはご質問がありましたらお願いします。

B委員                    プレ評価の2地区がどこなのか教えてください。

みどり推進課長        地区は都市計画マスタープランによる区内7地区から3地区（富士見台、貫井および高松）と4地区（光が丘）です。

会 長                    ほかに何かご質問、ご意見などございませんか。  
                              最後の取りまとめまで時間があるので、意見などいただければと思います。  
                              次に、報告事項(4)を事務局から説明をお願いします。

みどり推進課長        報告事項(4)「練馬区の『これから』を考える～区政の改革に向けた資料～」についてです。

                              資料5-1区報特集号は昨年12月21日に各戸配布しており、既にご覧かと思いますが、この区報で概要を説明します。



区民の皆様とともに将来を見据え、区政をどう改革すればよいかを考えるために作成したものが、資料 5-2 です。これには、区の重要な課題の現状や、将来の見通しなどが紹介しており、区民の皆様からのご意見やアイデアを伺いながら、区政改革の計画を策定しようとするものです。

区報では、4つの区政の重要課題を取り上げています。右上に子ども・子育て支援、その下に超高齢社会への対応、左上に移りまして都市基盤の整備と維持、その最初の見出しに「みどり豊かな練馬区」とあり、この中に農地の重要性と民有地のみどりの減少への懸念が掲載されています。左下が区立の建物施設の維持・更新です。この4件が差し迫った重要課題です。

当委員会は、みどりをテーマとしていますので、委員の皆様はみどりに関連した意見を、それぞれお持ちではないかと思えます。ここではみどりに限らず、ご紹介した4つの課題、あるいは区政全般について、皆様の声をお聞きしたいと思えます。

本日、この場だけでなく、ご意見、アイデアなどがありましたら、区政改革担当課へ、2月8日までをお願いします。

ご報告は以上です。

会 長

ありがとうございました。

ご意見またはご質問など、この場で何かあればお願いします。

B 委員

ここは緑化委員会で、みどりを守り育てる、保全することが目的の1つであると思うので、1点だけ伺います。

前回も心配な点として指摘しましたが、この資料でも、みどりを守る手法として、南北方向の道路整備がおくれる整備地域の問題提起がされています。練馬区はアクションプランや区長がつくったみどりの風吹くまちビジョンの中で、都市計画道路の整備率が3割程度と非常に低く、それを8割に上げたいとしています。

仮に都市計画道路8割を達成した場合、道路の線上的みどりが、どれだけ減り、どれだけ増えるのか、試算していますか。

みどり推進課長 面積計算になるので、簡単にはできません。今のところ、数値は計算していません。

B 委員

例えば農地は年々減少をかなり先まで出していますよね。

面積の細かな単位までではなくとも、概算で出すべきです。それを検証し、どう守っていくのか、道路の必要性も検討の要素に加えるべきです。

みどり推進課長 大規模な作業になりますが、ご意見として、今後取り組みの1つとして考えていきたい。いずれ出さなければならぬと思っています。

道路を造る分、そこにあった農地や緑地がなくなるというのは事実です。そのかわりに、道路の中やその周辺、道路に隣接するみどりをいかに広げるかが、道路整備と相まった、みどりへの取り組みだと考えております。減る数字だけにとらわれずに、造ることでみどりを増やす観点も我々は持っています。そこはご理解いただきたいと思えます。

B委員 減るみどりと増えるみどりがどれだけあるのかを調べてくださいと私は質問しました。減るみどりだけをカウントしてほしいとは言っていません。

前回も、幹線道路を通すことにより豊かなみどりの骨格形成をするとの答弁があったので、増減はどうなるのかの現実、事実を明確にしてほしいと申しています。まちづくりをする上で、正確な量を計ることは、検討の要素として大事なことと思っているのでお願いしました。

みどり推進課長 減ることよりも、区報の写真にもあるように、道路がみどりのトンネルになることも、一つのみどりです。

減る量と増える量も、今後の調査では、いずれ必要になると思っています。

会 長 よろしいですか。一般の市民の方々にも、道路を通すことでみどりがどうなるのかを説明できるようになればいいのではないかと思います。

他にご意見、ご質問などはいかがですか。

練馬の場合は、ほかの区と違い、このグラフにもあるとおり、農地が非常にみどりの大きく減る懸念があるところですので、そこは皆さんで知恵を出し合い何とかできればいいのですが。

ご質問などよろしいですか。またありましたら、ご意見の送付先、問い合わせ先もありますので、積極的に出してほしいと思えます。

やはり、みどりに関しての声を上げ、ニーズを区に伝えないと、どんどん減ってしまう。現状維持から増やす方向に持っていくためには、皆さんひとりひとりの声の発信が必要だと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

それでは次に、報告事項(5)の説明を事務局からお願ひします。

みどり推進課長 資料6「みどり施策推進のための外郭団体活用の見直しについて」です。

なお、この資料は、昨年12月7日開催の環境まちづくり委員会に報告をしたものと同じ資料で、本日、当委員会にもご報告します。

冒頭書にあるように、現在に受け継がれた貴重なみどりを守り、さらにふやし、未来へつなぐために、より積極的、効果的なみどり施策を展開し、みどりあふれる練馬を実現するため、みどり分野での協働事業の進め方や、事業を担う外郭団体の活用のあり方について見直しを行うものです。

端的に申しますと、練馬みどりの機構の見直し、再編です。

それでは1の経過についてです。区は、区民・事業者との協働により、練馬らしいみどりに関する事業を行い、区内のみどりの保護、保全、育成などに寄与することを目的とするとともに、みどりによる地域コミュニティの形成を目指すため、練馬みどりの機構を設立し、活用してきました。

平成18年3月に任意団体として設立し、平成21年4月から一般財団法人となり、10年が経過したところです。平成22年に緑地管理機構の指定を受け、市民緑地、いわゆる憩いの森の設置と管理を目指し事業の拡大を図ってきました。

2の現状です。機構は、普及啓発活動を主な事業として実施してきましたが、市民緑地の管理は1カ所です。また、会員を主体とする様々な事業を展開しているものの、広く一般区民を交えた活動には育っていない状況であり、会員数は10年間で128名から200名弱と70名程度増加しましたが、この数年は横ばい状態が続いている状況です。

次に3の原因と分析です。機構は、協働による取り組みを会員制度で行っているため、一般区民にとっての波及効果は、限られた人数、また限られた範囲にとどまっています。また、会員制度による活動は、活動主体としての行動であるために、区民協働主体の拡大にはつながっていません。

また、緑地管理機構の業務ですが、人員、技術力等が必要であり、会員制度のみによる体制では完全実施に至らず、現在は区からの受託による清掃等に限定されています。

さらに、活動財源の観点からは、財源のほぼ全てを区からの受託費および補助金に依存しているため、自主活動を拡大していくことが困難な状況となっています。

これらを受けた見直しの方向性です。みどり事業において機構が担ってきた役割を再構築し、公益財団法人練馬区環境

まちづくり公社に事業を一本化することで、区民活動の支援・育成を強化し、区民とともに進めるみどり施策のさらなる充実に取り組んでいきたいと考えています。

その理由は、みどり施策は「ビジョン」においてもまちづくりとともに展開することとしており、その実現には区民との協働が不可欠です。限られた人や資源による活動から、広く区民の賛同と参加を得られる活動手法とする必要があります。

機構が目指してきました市民緑地の協働管理を実現するためには、地域住民や住民団体の育成に力を注ぎ、主体的に活動する土壌をつくる必要があります。

区政改革では外郭団体の見直しが議論されていますが、関連・重複する事業の整理・統合を行い、外郭団体を適切に活用することが求められています。

また、区議会からは、公社との統合や役割分担を整理し、今まで以上に協働事業を進めるべきとの提案がされています。そして公社は、農地やみどり保全に関する普及啓発事業の実施や、区民団体の自主活動支援に取り組み、多くの団体育成のノウハウを蓄積しています。

よって、機構が担ってきた役割を再構築し、公社に事業を一本化することで、さらなるみどり施策の充実に取り組めます。

5の公社における組織です。公社の練馬まちづくりセンターが、みどり分野の事業を担当する予定です。

6の事業の再編です。平成28年4月を目途に、機構の事業を、公社に移管する事業と区が直接実施する事業等に再編していく予定です。

ご説明が長くなりましたが、以上です。区の貴重なみどりを守り育むため、みどり分野での区民との協働事業を推進し、より充実したものにするため、見直しを行います。

ご報告は以上です。

会 長

ありがとうございました。

ご意見またはご質問はありますか。

C委員

会員 200 人は、貴重な人的資源という気がしますが、これまでの活動と、機構が移行された後の立場がどのように変わるのか伺います。

みどり推進課長

200人は賛助会員も含めての人数で、実際に活動する人数はもう少し、半分程度です。その中で、うめのき憩いの森の管理、清掃や、区民を対象に梅の収穫体験等のイベントをしています。

また別な緑地では、みどりに関する講座を行うなど、さまざまなイベント等の活動をしてきていただきました。

公社では会員制度はないため、団体として登録をしていただき、今まで機構で行っていたみどりに関する事業を、公社のサポートのもとで同じようにやっていただきます。会員ではなくなりますが、事業の展開は基本的に同じ、あるいはそれ以上増やしてほしいと考え、取り組みたいと考えております。

C委員 今まで会員だった方々で団体組織をつくるわけですか。

みどり推進課長 個人でできる活動ではないので、複数名、規模によっては人数も多くなりますが、団体を登録していただき、憩いの森や緑地の中で活動していただく形になります。

C委員 自主的に集まってくれた 200 人だと思います。その力を潰してしまわない形で、うまく組織化していただければと思います。

みどり推進課長 200 名の会員は、本当にみどりを大切に育てたいという方々の数だと思います。

その活動の広がり、あるいは会員の広がりも含め、もっと広げたいというのが本来の目的です。今までの会員の皆様のパワーを、今度は公社のみどりのステージで生かしてほしいと思います。また生かしていけるように区もサポートしたいと考えております。

会 長 200 人は決して少なくないですよ。ぜひ、その人たちひとりひとりが周りに広げられるような活動になるよう、大事にしてほしいと思います。

ほかにいかがですか。ご質問、ご意見など。お願いします。

D委員 1 点伺いますが、「葉っぱいまつり」は機構が消滅後、継続されるのか、教えてください。

みどり推進課長 引き続き、今度は公社の中で、同様な「葉っぱいまつり」としてやってほしいと考えています。また区としてもサポートをしたいと考えています。

D委員 決まるのは何時頃ですか。

みどり推進課長 今年4月から公社での体制がスタートします。しかし、すぐに動けるかというところで、少し時間がかかります。団体の登録や、やり方が多少変わるので、その祭りに間に合うような動きを考えなくてはならないと思います。

D委員 ありがとうございます。

B委員 機構の組織、役員体制等は今後どうなるのか。役員の処遇を含め、お聞かせください。

みどり推進課長 現在、機構には7名がおります。代表理事、事務局長、事業部長という役員は、この3月で退任となります。3名の機構の社員はまちづくりセンターへ行きます。その3名がみどりを担当するのではなく、センター全員でみどりを担当できるようにし、その3人が先導していく。そんな形で働いてほしいと考え、公社と機構と、我々も入って詰めていました。

B委員 7名と言われたと思いますが、今の計算だと6名なのですが。

みどり推進課長 非常勤職員を1名入れております。その方はお辞めになるということです。

E委員 見直しとのことで、委員の皆さんの中では後ろ向きに捉えられている方もおられるかと思いますが、資料の裏面にあるとおり、私も区議会から、公社との統合や役割分担を整理し、今まで以上に協働事業を推進するべきとのお願いをしていたかと思えます。

あくまでも今後さらに発展的に進めるための、発展的解消と捉えています。その認識でよろしいですね。

みどり推進課長 おっしゃるとおり、機構の解散によるみどりの後退は絶対に起こしてはならないことです。公社に移る中で、それ以上の活動内容、あるいはみどりの広がり、協働の広がりを目指しますので、区も積極的にサポートしたいと考えています。

会 長 発展するかどうかは、この委員会でも監視をしていかねばならないと思います。皆さん、よく見て行ってほしいと思います。ほかにご意見、ご質問は。どうぞ。

A 委員                    協働という言葉が出ましたが、機構は今までの活動では、区民からの自主的な活動という形で運営をされてきたと聞いていますので、その様な自主的な活動をさらに支援していく取り組みをぜひお願いします。

みどり推進課長    自主活動は協働の根幹になる部分と考えています。  
                              実は公社のまちづくりセンターでも、自主事業として、まちづくりの観点でさまざまな活動をしています。今回はみどりも含め、公社が支援していきます。

会 長                    幅広い世代を巻き込んで、活発な活動をしてもらえるような組織づくりをお願いします。  
                              他に何かご意見はありませんか。  
                              次第の4番に移ります。「その他」ですが、何かありますか。  
                              事務局、お願いします。

みどり推進課長    次回の緑化委員会は4月の開催を予定しており、本日は詳細な日程もここで申し上げます。  
                              次回は平成28年4月14日木曜日13時30分から、当委員会室で行います。改めて正式に文書で通知しますので、どうぞよろしくお願いします。  
                              以上です。

会 長                    ありがとうございます。  
                              本日の緑化委員会の案件はこれで全て終了になります。  
                              会議はこれで閉会です。大分冷え込んでまいりましたので、皆様お帰りに気をつけてほしいと思います。お疲れ様でした。

— 了 —